

法人インターネットバンキング利用規定

令和6年4月現在

(令和6年4月1日 改定)

〔個人情報の利用目的〕

お客様にご記入いただきましたお名前・ご住所等の個人情報は、当金庫の法人インターネットバンキングサービスおよびこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等に関する申込受付、本人認証、お取引の実施・管理、ご案内書面等の送付、問合せ対応その他お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用いたします。

1. (法人インターネットバンキング取引)

(1) 法人インターネットバンキングとは

法人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、パーソナルコンピュータ等の機器（以下「端末」といいます）を用いたご契約者（以下「ご契約先」といいます）からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替、税金・各種料金払込み等の各データの伝送、その他当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。

ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、ご契約先に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。

かかる追加または変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(2) 利用申込

① 当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様で、本サービスの利用を申込されるお客様（以下「利用申込者」といいます）は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容に同意のうえ、「がましん法人インターネットバンキングサービス申込書」（以下「申込書」といいます）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。

② 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込みを承諾する場合は契約者ID（利用者番号）および確認用パスワードを記載したお客様

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

カード（以下「お客様カード」といいます）を貸与します。

③ 当金庫が申込書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱いした場合は、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

④ 利用申込者は、ご契約先の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID（利用者番号）、各種暗証番号（各種パスワードを含みます。以下同じ）または電子証明書の不正使用、誤使用等によるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

（3）利用資格者

① ご契約先は、本サービスの申込に際してご契約先を代表する管理者（以下「管理者」といいます）を申込書により届出るものとします。

② 管理者は、管理者が定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関する管理者の権限を代行する利用者（以下「利用者」といいます）を、当金庫所定の手続きにより登録できるものとします。

③ ご契約先は、管理者の変更または管理者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより速やかに届出るものとします。

当金庫は、当金庫内での変更登録処理が完了するまでの間、管理者の変更または管理者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

④ 管理者は、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより速やかに届出るものとします。

当金庫は、当金庫内での変更登録処理が完了するまでの間、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

⑤ 本サービスの利用資格者は、管理者および利用者とします。

（4）契約の成立

本サービスの利用に関するご契約先と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）

す)は、当金庫所定の方法による利用申込者の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

(5) 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものまたは当金庫所定のものに電子証明書をインストールしたものに限りです。

なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

(6) 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。

(7) 代表口座

ご契約先は、当金庫本支店に開設しているご契約先名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを本サービスによる取引に主に使用する口座(以下「代表口座」といいます)として申込書により届出るものとします。

(8) 手数料等

① 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の基本手数料(以下「基本手数料」といいます。基本手数料には消費税を含みます。以下同じ)をお支払いいただきます。

当金庫は、基本手数料を普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、申込書により届出の口座(以下「引落口座」といいます)から、当金庫所定の振替日に自動的に引落します。

引落口座は代表口座とします。

ただし、手数料の引落しについて別途契約ある場合は、その契約により取扱います。

② 当金庫は、基本手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

③ データ伝送による振込明細(「為替振込 振込集計表」「為替振込 振込明細表」)を紙媒体で発行希望される場合、当金庫所定の発行手数料(消費税含む)をお支払いいただきます。

当金庫は、発行手数料を普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の発行依頼書により届出の口座から、当金庫所定の振替日に自動的に引落します。

④ ご契約先は、取引内容により基本手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとし、第1号と同様の方法により引落します。

なお、提供する本サービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、第1号と同様の方法により引落します。

2. (本人確認)

(1) 本人確認の手段

① 本サービスを利用するに際して、当金庫は端末から通知される次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、ご契約先の本人確認を行うものとしします。

本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとしします。

I. 管理者向け番号等

- 電子証明書
- 契約者ID（利用者番号）
- 確認用（ワンタイム）パスワード
- ご契約先登録用暗証番号
- ご契約先暗証番号
- ご契約先確認暗証番号

II. 利用者向け番号等

- 電子証明書
- 契約者ID（利用者番号）
- 利用者ID
- 利用者暗証番号
- 利用者確認暗証番号（または、利用者ワンタイムパスワード）

② 当金庫は、次のいずれかの方式により、ご契約先の確認を行うものとしします。

I. 電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）

II. 契約者ID（利用者番号）および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「ID・パスワード方式」といいます）

(2) お客様カードの送付

当金庫は、お客様カードを、ご契約先の届出住所に送付するものとしします。

(3) 電子証明書の発行

① 電子証明書は、当金庫所定の方法により、電子証明書方式を申し込んだご契約先の管

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

理者および利用者に対して（利用者に対しては管理者を通して）発行します。

② 同一のご契約先において、電子証明書方式とID・パスワード方式の併用はできません。

（４）ご契約先暗証番号等の登録

① ご契約先登録用暗証番号は、ご契約先自身が決定し、申込書により当金庫に届出てください。

② 管理者は、本サービスの利用開始前に、端末によりご契約先暗証番号およびご契約先確認暗証番号を当金庫所定の方法により登録します。

③ 電子証明書方式を申込の場合は、前各号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

（５）利用者暗証番号等の登録

① 管理者は、端末により利用者の利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等を当金庫所定の方法により登録します。

なお、利用者ワンタイムパスワードの登録は、ご契約先の任意とします。

② 電子証明書を申込の場合は、前号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。

（６）本人確認手続き

① 本サービスにおける管理者の本人確認方法は、次に定めるとおりとします。

I. 電子証明書方式においては、管理者が端末にて提示または入力した電子証明書、ご契約先暗証番号、確認用（ワンタイム）パスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。

II. ID・パスワード方式においては、管理者が端末にて入力した利用者番号、ご契約先暗証番号、確認用（ワンタイム）パスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。

② 前項によりすでに利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等の登録（電子証明書方式の場合は端末への電子証明書のインストールを含みます）が完了した利用者の取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、以下に定めるとおりとします。

I. 電子証明書方式においては、利用者自身が端末にて提示または入力した電子証明書、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等と当金庫

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

に登録されている各内容の一致により確認します。

Ⅱ. ID・パスワード方式においては、利用者自身が端末にて入力した利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。

③ 当金庫は、前各号に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。

Ⅰ. ご契約先の有効な意思による申込であること

Ⅱ. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること

④ 当金庫が本項に定める本人確認および依頼内容の確認をして取引を実施した場合、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等、または電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱います。

またそのために生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(7) 電子証明書の有効期間および更新

① 電子証明書は、当金庫所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。

管理者および利用者は、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。

② 前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、ご契約先は、以後本サービスを利用することができません。

③ 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合、またはご契約先が電子証明書方式からID・パスワード方式に変更した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても、当該終了日をもって失効します。

(8) 電子証明書の取扱い

① 電子証明書は、管理者および利用者本人が保管するものとします。

また、第三者への譲渡・貸与はできません。

② 電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続きを行ってください。

③ 端末の譲渡・破棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証

明書の削除を行ってください。

④ 端末の譲渡・破棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。

⑤ 管理者および利用者本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届出てください。

I. 電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に「電子証明書」の削除を行わなかった場合

II. 電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合

III. 電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合

この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。

この届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(9) お客様カードの取扱い

① お客様カードは、管理者が保管するものとします。

第三者への譲渡・貸与はできません。

当金庫から請求があった場合、ご契約先は速やかにお客様カードを当金庫に返却してください。

② ご契約先がお客様カードを紛失・盗難等で失った場合には、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届出てください。

この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。

この届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者ID(利用者番号)、確認用パスワードが変更となります)

③ 前号のお客様カードを失った旨の届出については、電話によることができます。

この場合、当金庫は前号と同様に取扱います。

なお、この場合にも速やかに当金庫所定の書面により正式に届出てください。

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

(10) 暗証番号等の管理

① 各種暗証番号は、ご契約先の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。

また、各種暗証番号は、生年月日、電話番号、連続番号等他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。

② 各種暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫宛にただちに連絡をしてください。

この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。

この届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

③ 管理者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合は、その時点で当金庫は本サービスを停止しますので、本サービスの再開を求める場合は、ご契約先は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。

④ 利用者が本サービスを利用するにあたり、各種暗証番号の誤入力を当金庫所定の回数連続して行った場合は、その時点で当金庫は当該利用者に関し本サービスを停止しますので、当該利用者に関し本サービスを再開する場合は、管理者が端末により解除処理を行ってください。

3. (取引の依頼)

(1) サービス利用口座の届出

① ご契約先は、本サービスで利用する口座（以下「サービス利用口座」といいます）を、申込書により当金庫に届出てください。

② 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。

ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

③ サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の方法により届出てください。

④ 届出可能なサービス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。

⑤ 届出可能なサービス利用口座は、ご契約先名義の口座のみとします。

⑥ 前各号に基づく届出または変更にかかるサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりご契約先の口座に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(2) 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認終了した後、利用者が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとし、

当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

(3) 取引依頼の確定

① 本サービスによる取引の依頼は、各取引で定める当金庫所定の時間内に行われ、かつ当該時間内に正常な取引依頼を当金庫が受信した場合に当該取引の依頼内容が確定したものと、当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。

なお、取引依頼の確定後に依頼内容の変更、取消しはできないものとし、

② 前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。

この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. (資金移動取引)

(1) 取引の内容

① 本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりご契約先の指定する金額を引落しのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料（以下「振込手数料」といいます。振込手数料には消費税を含みます。以下同じ）をお支払いいただきます。

日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。

② 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。

③ 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額または振替金額、当金庫所定の振込手数料を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。

④ 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取扱います。

⑤ 次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。

I. 振込・振替時に、振込金額と振込手数料の合計金額または振替金額が、支払指定口座より払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超える場合

II. 支払指定口座が解約済の場合

III. ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行った場合

IV. 差押、相殺等やむをえない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めた場合

V. 入金指定口座が解約済等の理由で入金できない場合

VI. その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由がある場合

⑥ 振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻入れます。

なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻し手続きにより処理します。

(2) 指定日

① 振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日(以下「依頼日」といいます)を指定日とします。

なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行いますが、入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたる等の理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。

② 指定日は、振込・振替の依頼日から当金庫所定の資金移動指定日までの間とします。

③ 指定日付の振込・振替で指定日が依頼日の翌営業日以降となる場合、指定日の日本時間午前0時において、振込・振替資金が支払可能金額（ただし、振込・振替資金以外に他の引落しがある場合は、その引落しの順序は当金庫所定の方法によるものとし、その結果、振込・振替資金の引落しに優先して他の引落しがある場合は、その引落し後の金額）を超えるときは、当金庫はご契約先に通知することなく、当該振込・振替はなかったものとしてします。

(3) 依頼内容の変更・組戻し

① 振込において、振込指定日以降にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある取引店の窓口において、次の訂正の手続きにより取扱いできる場合があります。

ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻し手続きにより取扱います。

I. 訂正の依頼にあたっては、当金庫所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

II. 当金庫は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

② 振込において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある取引店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱いできる場合があります。

I. 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の組戻し依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出印により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

II. 当金庫は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

III. 組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。

現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出印により記名押印のうえ、提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

③ 前各号の各場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しはできません。

この場合には、ご契約先と受取人との間で協議してください。

④ 訂正依頼書または組戻し依頼書等に使用された印影（または署名）と届出印（または

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

署名鑑)とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

⑤ 振替の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

⑥ 本項に定める依頼内容の訂正・組戻し手続きを行った場合、振込手数料は返還しません。

⑦ 組戻し手続きを行った場合は、当金庫所定の組戻し手数料および消費税をお支払いいただきます。

(4) ご利用限度額

① 1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、申込時または変更時に当金庫所定の方法によりご契約先が届出た金額とします。

なお、1日あたりのご利用上限金額の基準時は、毎日日本時間午前0時とし、以下同様とします。

ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

② ご契約先は振込・振替それぞれについて、前号に基づき定められた1件あたりの上限金額および1日(基準は「午前0時」)あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができるものとします。

③ 上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

5. (照会サービス)

(1) 取引の内容

ご契約先は、ご契約先の指定する代表口座またはサービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報および当金庫が定める各種取引の内容を照会することができます。

なお、照会可能な明細は、当金庫所定の期間内に取引のあった明細に限ります。

(2) 照会後の変更、取消し

ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容について、当金庫がその責めによらない事由により変更または取消しを行った場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. (データ伝送サービス)

(1) サービスの定義

① データ伝送サービス（以下「データ伝送」といいます）とは、当金庫に対し所定の申込手続きを完了したご契約先と当金庫とが、当金庫との取引に関するデータ（以下「伝送データ」といいます）を通信回線を通じて授受するサービスをいいます。

② データ伝送が可能な伝送データの種類の、申込書により契約したご利用サービスの範囲とします。

(2) 取扱方法

① 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、事前に振込指定口座と振込先カナ名の確認を行ってください。

確認に際し、必要がある場合は、当金庫が協力します。

② 伝送データの授受にあたり、データの仕様等については、当金庫の定める方法によります。

③ ご契約先は、当金庫に対し申込書により本人確認のためのお客様センタ確認コード、全銀パスワード、およびファイルアクセスキー（以下「伝送暗証番号」といいます）を届出するものとし、当金庫が受信した伝送暗証番号が届出の伝送暗証番号と一致した場合には、送信者をご契約先とみなし処理します。

④ データ伝送の利用日・利用時間については、当金庫の定めた時間内とします。

当金庫の定めた時間を経過した後に、ご契約先から伝送データの受信を完了した場合には、当金庫は当該伝送データの処理を行わないことができるものとします。

⑤ 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、ご契約先より送信された伝送データに基づき、振込指定日に振込の手続を行います。

振込金額および当金庫所定の振込手数料は、当金庫所定の日時までにご指定の口座に預入してください。

振込資金等は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、支払指定口座から引落します。

⑥ 当金庫は、受信した伝送データに誤りや瑕疵があり、その処理が困難であると判断した場合は、当該伝送データの受付はなかったものとします。

⑦ 当金庫は伝送データを正式データとして受領した以降は、データの変更または取消しを行わないこととします。

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

ただし、やむをえない事由により、当金庫がデータの取消しを認めた場合は、当金庫所定の書面により、当金庫所定の取消しもしくは組戻しの手続きをして下さい。

⑧ 給与振込、賞与振込について、本利用規定に定めのない事項は、別途締結する「給与振込協定書」により取扱うものとします。

⑨ 預金口座振替について、本利用規定に定めのない事項は、別途締結する口座振替契約書、または協定書により取扱うものとします。

⑩ データ伝送による振込明細（「為替振込 振込集計表」「為替振込 振込明細表」）を紙媒体で発行希望される場合、当金庫所定の発行依頼書をご提出ください。

（3）ご利用限度額

① 当金庫は、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替について伝送1回あたりの上限金額を設けます。

なお、この上限金額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。

② ご契約先は前号のそれぞれのデータ伝送種類毎について、前号に基づき定められた伝送1回あたりの上限金額を限度に、上限金額を設定することができるものとします。

③ 上限金額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

7.（税金・各種料金払込みサービス）

（1）取引の内容

① 税金・各種料金払込みサービス（以下「料金払込みサービス」といいます）とは、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます）に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引落し、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払込むことができるサービスをいいます。

② 料金払込みサービス1回あたり、および1日あたりのご利用の上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額をその裁量によりご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。

③ 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第4条における資金移動取引と同様の取扱いとします。

④ 一度依頼した払込みは取消しできないものとします。

⑤ 当金庫は、ご契約先に対し払込みにかかる領収書を発行しません。

⑥ 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。

⑦ 料金払込みサービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。

なお、収納機関の取扱時間の変更等により、当金庫所定の時間内であっても取扱いができない場合があります。

(2) 利用の停止・取消し等

① 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することがあります。

料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。

② 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。

③ 収納機関からの連絡により、一度受付けた払込みについて、取消しとなることがあります。

8. (届出事項の変更等)

本サービスにかかる通帳等、キャッシュカード等や印章を失ったとき、または、印章、氏名もしくは名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ご契約先はただちに当金庫所定の書面により取引店に届出てください。

この届出前に生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。

9. (取引の記録)

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

10. (海外からのご利用)

海外からはその国の法律・制度・通信事情・通信機器の仕様等によりご利用いただけない場合があります。

当該国の法律を事前にご確認ください。

11. (免責事項等)

(1) 免責事項

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

次のいずれかの事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむをえない事由があった場合
- ② 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合
- ③ 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合

(2) 通信経路における安全対策

ご契約先は、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

(3) 端末の障害

本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、ご契約先の責任において確保してください。

当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

(4) 送付上の事故

当金庫が発行したお客様カードが送付上の事故等、当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、第12条に定める場合を除き、当金庫はいっさい責任を負いません。

12. (パスワードの盗取等による不正な資金移動等)

(1) 補償の要件

利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等、または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- ① ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること
- ② 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なお説明をいただいていること
- ③ ご契約先が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること

と

(2) 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします）前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます）を当金庫は補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に重大な過失、または過失がある等の場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしません。

(3) 適用の制限

前各項の定めは、第1項にかかる当金庫への通知が、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等、または電子証明書の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

① 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

I. 当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合

II. 当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合

III. ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

IV. ご契約先に重大な過失があった場合

V. 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合

② 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合

(5) 既に払戻し等を受けている場合の取扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてご契約先に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じません。

また、ご契約先が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が補償を行った場合の取扱い

当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、ご契約先の預金払戻請求権は消滅し、また、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してご契約先が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を、当金庫は取得するものとします。

13. (取引の制限・利用停止等)

(1) 当金庫は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等のご契約先、管理者・利用者に関する情報および具体的な取引の内容等（以下「利用者情報等」といいます）を適切に把握するため、各種確認や資料の提出を求めることがあります。

また、利用者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当金庫に届出てください。

(2) 下記のいずれか一つでも該当する場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

① ご契約先から正当な理由なく指定した期限までに各種確認や資料の提出をいただけない場合

② ご契約先から利用者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合

③ 利用者情報等に照らしご契約先との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合

④ その他ご契約先がこの規定に違反した場合

(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住するご契約先、管理者・利用者は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって取引店に届出てください。

当該ご契約先、管理者・利用者において当金庫に届出のあった在留期間が経過したと

きは、当金庫は本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 前各項の各種確認や資料の提出の求めに対するご契約先の回答、具体的な取引の内容、ご契約先の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、ご契約先からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(6) 不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がご契約先に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。

これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

14. (解約等)

(1) 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。

なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。

(2) 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約はすべて解約されたものとみなします。

(3) サービス利用口座の解約

サービス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本サービスは解約されたものとします。

(4) サービスの強制解約

ご契約先が次の各号の一つにでも該当した場合は、当金庫はいつでも、本契約を解約することができます。

この場合、ご契約先への通知の到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時、もしくは届出のあった氏名または名称、住所にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

① 当金庫に支払うべき基本手数料、またはその他の諸手数料を2ヶ月連続して支払わなかった場合

THE GAMAGORI SHINKIN BANK

- ② 住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④ 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があった場合
- ⑥ 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があった場合、または本サービスを不正利用した場合
- ⑦ 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- ⑧ ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、その他当金庫が本サービスの利用停止または解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- ⑨ お客様カードが不着等で返戻された場合
- ⑩ 本契約の名義人が存在しないことが明らかになった場合
- ⑪ 本契約の名義人の意思によらずに契約あるいは利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑫ 第21条第1項に違反した場合
- ⑬ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑭ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、ご契約先の回答やご契約先について確認した事項および利用者情報等に偽りがあることが明らかになった場合
- ⑮ 本サービスがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合
- ⑯ ご契約先または取引について、当金庫が定める適切な顧客管理または取引管理を実

施できないと当金庫が判断した場合

⑰ 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断した場合

⑱ 前各号の疑いがあるにもかかわらず、ご契約先が正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

(5) 解約後の処理

本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については当金庫は処理をする義務を負いません。

本契約の解約日以降、ご契約先のお客様カード、番号等はすべて無効となります。

15. (通知等の連絡先)

当金庫は、ご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。

その場合、当金庫に届出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がご契約先の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠る等ご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときもしくはご契約先が到達を妨げたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16. (規定等の適用)

本契約に定めない事項については、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる各種カード規定、振込規定、各種ローン規定、カードローン規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書、給与振込に関する協定書、預金口座振替に関する契約書等により取扱います。

17. (規定の変更等)

(1) 本利用規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

18. (契約期間)

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特にご契約先または当金庫から書面による申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

19. (機密保持)

ご契約先は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとしてします。

20. (準拠法・管轄)

本契約の準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

21. (譲渡・質入・貸与等の禁止等)

(1) 本契約上の地位、その他この取引にかかるいっさいの権利等は、譲渡、質入れ、貸与等その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

22. (サービスの終了)

当金庫は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。

その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により告知します。

この場合、契約期間内であっても本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以上